

改正後		改正前																	
<p>(試験) 第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	<p>(試験) 第二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の上欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲について行うものとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の科目</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法</td> </tr> </tbody> </table>	試験の科目	範囲	(略) 規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	(略) 規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	(略) 規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の科目</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略) 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法</td> </tr> </tbody> </table>	試験の科目	範囲	(略) 別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	(略) 別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)	(略) 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法
試験の科目	範囲																		
(略) 規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																		
(略) 規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																		
(略) 規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法																		
試験の科目	範囲																		
(略) 別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																		
(略) 別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																		
(略) 別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の技術	吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第三第一号(6及び8を除く。)(及び第二号(3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。))に掲げる物の分析に関する理論及び方法																		
<p>規則別表第四号の</p>	<p>別表第四号の作業</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																

作業場の作業環境について行う分析の技術	
規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2 (略)

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2、34の3及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)

2 (略)

場の作業環境について行う分析の技術	
別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)

2 (略)

(講習)
 第三条 作業環境測定法第五条の講習（以下「講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の下欄に定める時間により行うものとする。

講習の科目	範囲	時間
(略)	吸光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法、原子吸光分析方法、蛍光光度分析方法及び重量分析方法による労働安全衛生法施行令別表第三第一号（6及び8を除く。）及び第二号（3の2、10、11、13、13の2、15の2、21、22、23の3、27の2、33、34の2及び37を除く。）に掲げる物の分析	(略)

2 (略)